

○長崎短期大学学位規程

(平成18年2月15日制定)

改正 平成24年2月15日 平成25年4月1日
平成27年4月1日 平成28年6月1日
平成29年6月1日 平成30年3月1日
令和2年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9条）第13条及び長崎短期大学学則（以下「学則」という。）第32条の規定に基づき、長崎短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

(付記する専攻分野)

第2条 本学によって授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

地域共生学科食物栄養コース	栄養
地域共生学科製菓コース	製菓
地域共生学科国際コミュニケーションコース	国際コミュニケーション
地域共生学科介護福祉コース	介護福祉
保育学科	保育学

(学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、学則第32条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位授与)

第4条 学長は教授会の議を経て、卒業を認定する。

2 学長は、前項の手続きにより、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与されたものが、その学位の名称を用いるときは、「長崎短期大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取消することができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(事務)

第7条 この規程の事務は総務・会計課が行う。

(改定)

第8条 この規程の改定は、運営会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成18年2月15日から施行する。

附 則 (平成24年2月15日)

この規程は、平成24年2月15日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

（英語科の学科名称変更に伴う改正）

附 則（平成27年4月1日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月1日）

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成29年6月1日）

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（平成30年3月1日）

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

（食物科栄養士コース設置に伴う改正）

附 則（令和2年4月1日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。